

基礎控除後の総所得金額等とは、総所得金額(公的年金等所得や給与所得・事業所得・山林所得金額・土地の譲渡等にかかる所得など)から基礎控除額(33万円)を引いた金額です。

$$\begin{array}{r} \text{被保険者} \\ \text{均等割額} \end{array} + \begin{array}{r} \text{所得割額} \\ \text{(基礎控除後)} \\ \text{総所得金額} \times \text{所得割率} \\ \text{(8.88\%)} \end{array} = \begin{array}{r} \text{保険料} \\ \text{平成20年度の} \\ \text{あなたの保険料} \end{array}$$

48,569円 + =

保険料について

保険料は個人ごとに、後期高齢者医療に加入(移行)すると、個人ごとに保険料を負担していただくこととなります。保険料は、被保険者ごとの所得に応じて算定されます。

県内の保険料率は原則として均一・広域連合で決定する保険料率(保険料の算定基準となる「所得割率」と「被保険者均等割額」は、原則として県内均一です。

保険料の徴収は市が行います。後期高齢者制度は、広域連合により運営されますが、保険料の徴収は市が行います。徴収は原則として年金から天引き、年金からの天引き

原則として年額18万円以上の年金を受給している人【20年4月の年金から年/6回】納付書払いまたは口座振替

介護保険料と合わせた保険料が年金額の半分を超える人【納付書は20年7月に送付】年額50万円が上限

保険料は、どんなに所得の高い人でも年額50万円が限度になります。

老人保健制度で医療を受けているかたへ

後期高齢者医療制度の対象になる人・対象となるとき



平成20年4月1日からの後期高齢者医療制度
保険料率が、決まりました。

軽減割合	総所得金額等が下記以下の世帯
7割	33万円
5割	33万円 + 24.5万円 × 世帯主以外の被保険者数
2割	33万円 + 35.0万円 × 世帯に属する被保険者数

総所得金額等とは、例えば公的年金のみの収入の場合、その収入額から公的年金等控除をした所得のことです。
ただし、公的年金等の所得についてはさらに15万円を差し引いた額で軽減を判定します。

所得の低い人は軽減
所得の低い人は、所得に応じて被保険者均等割額が軽減されます。

被用者保険で扶養家族だった人も軽減
被用者保険(健康保険・共済保険など)で扶養家族だった人が75歳になると、後期高齢者医療に加入し保険料を負担していたことに変わりますが、加入時から2年間は、保険料の均等割額が5割軽減されます。この場合、所得割額は賦課されません。さらに20年度は、特例があります。

75歳以上の人が75歳の誕生日から65歳以上で寝たきりなどの一定以上の障害がある人(広域連合の認定が必要です)

75歳になると、それまで加入している国民健康保険などの医療保険を脱退し、「後期高齢者医療」の被保険者となります。現在、老人保健制度で医療を受けている人は、引き続き20年4月から後期高齢者医療制度の対象者になります。

老人保健制度から後期高齢者医療制度へ

平成20年4月1日から「後期高齢者医療制度」が始まります。

対象者は、75歳以上のこれまで国民健康保険や被用者保険(健康保険・共済保険など)の資格を持ち、「老人保健制度」で医療を受けていた人。

75歳の誕生日から、新しく「後期高齢者医療広域連合」が運営する独立した「後期高齢者医療制度」に加入(移行)して医療を受けることとなります。

保険料は、被保険者一人ひとりに負担していただくことになり、原則として県内均一の保険料率(保険料を算定する基準となる「所得割率」と「被保険者均等割額」)で計算されます。

その保険料率が決定しましたのでお知らせします。

世帯で国保と分かれる場合は配慮
世帯単位の保険料の負担を緩和するため、世帯で国民健康保険と後期高齢者医療に分かれる場合は、国民健康保険税において配慮します。

国保で軽減を受けている世帯
国保の世帯で後期高齢者医療へ移行することにより、国保の単身世帯となる人

仮の保険料額をお知らせします
年金から天引きとなる予定の人には、18年中の所得で仮算定した保険料の額をお知らせします。

2月中に郵送しますので、ご自分の保険料が年間どれくらいになるのかご確認ください。

問い合わせ

市役所保険医療課 ☎57・85110
高知県後期高齢者医療広域連合 ☎088・821・4526

